心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和６年３月29日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（案）について、令和６年３月５日（火）から同年３月 17 日（日）まで御意見を募集したところ、計１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律における処遇は十分な人的資源とリソースが投入されているはずである。したがって、単に対象者の範囲が広がる場合であっても「科学的根拠の示された方法をもっての行為」と明記することが望ましいと考える。	本案は、「対象者の範囲が広がる場合」ではありません。